

改正国家戦略特別区域法に係る政令・省令事項

平成 29 年 8 月 9 日
内閣府地方創生推進事務局

政令事項

- (1) 小規模認可保育所の対象年齢の拡大の特例
- (2) 地域限定保育士試験の実施主体の拡大
- (3) 農業外国人の就労解禁
- (4) クールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進

省令事項

- (5) 小規模認可保育所の対象年齢の拡大の特例
- (6) 焼酎特区の創設

(1) 小規模認可保育所の対象年齢の拡大の特例

○法律改正事項

小規模認可保育所の対象年齢を、現在の2歳から5歳までに拡大し、事業者自らの判断により、一貫保育などを可能とするもの。

○政令改正事項

新たに対象となる「満3歳以上の子ども」に係る利用者負担額を規定するため、技術的な読替を整備するもの。

(2) 地域限定保育士試験の実施主体の拡大

○法律改正事項

特区での地域保育士試験の実施事務を、一般社団法人・一般財団法人以外の多様な主体にも拡大するもの。

「一般社団法人又は一般財団法人」から改正



児童福祉法 第18条の9 (読替え後)

1 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、**法人**であつて、保育士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

○政令改正事項

法律にあわせて、指定試験機関を「一般社団法人又は一般財団法人」から「法人」に改正するとともに、公正、適正な試験実施を確保するために必要な要件を追加するもの。

○国家戦略特区法施行令 第6条

- 2 都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満たしているときでなければ、指定試験機関（準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。以下同じ。）の指定をしてはならない。
 - 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 3 都道府県知事は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
 - 一 申請者が、**一般社団法人又は一般財団法人以外の者**であること。



○国家戦略特区法施行令 第6条

- 2 都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満たしているときでなければ、指定試験機関（準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。以下同じ。）の指定をしてはならない。
 - 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 **申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の者である場合にあっては、申請者の構成員の構成が、試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。**
- 3 都道府県知事は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
 - 一 申請者が、**法人**以外の者であること。

上記の改正は、指定試験機関を「一般社団法人又は一般財団法人」から「法人」に規制緩和するに当たり、公正な試験実施を確保するための必要最低限の規制であると考えられる。また、特区ワーキンググループでの議論を踏まえたものとなっている。

参考：特区ワーキンググループでの議論

本年2月22日のワーキンググループにおいて、厚生労働省から以下のとおり資料が提出され、①については政令で定める旨を説明しているもの。

- 地域限定保育士試験制度を活用した年3回目の試験実施に向けて、株式会社等の多様な法人を指定試験機関として活用可能とする。（国家戦略特別区域法改正による児童福祉法の特例措置）
- その際、公正、適正かつ確実な試験実施の確保のため、以下の条件を設ける。
 - ① 地域限定保育士試験の指定試験機関については、設備、経理的・技術的な基礎、役員構成等についての条件を設ける。
 - ② 試験問題の質の確保のため、学識経験者で構成される試験委員の選任に当たっては、試験委員の人数の十分な確保を含め、実施主体である都道府県が十分な検討の上、認可を行う。

(3) 農業外国人の就労解禁

○法律改正事項

適切な管理の下、技能等を有する農業分野の専門外国人材の就労を可能とするもの。

○政令改正事項等

別途ご説明。

(4) クールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進

○法律改正事項

クールジャパン・インバウンドに係る外国人材について、区域会議において関係府省及び関係自治体が一体となって、

- (i) 受け入れる外国人が行う活動について、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格に該当するか否か
 - (ii) 現行の上陸許可基準において求められる学歴や実務経験と同等の知識・技能等の水準について、国内外の資格・試験や受賞歴等によって代替することができるか否か
- などについて協議・検討を行ったうえで、必要に応じ上陸基準省令の特例の対象等とする枠組みを設ける。

国家戦略特別区域法第16条の7

…海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準（国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光旅客に対するこれらの商品若しくは役務の提供を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準…）

○政令改正事項

現行の上陸審査基準に代替する基準を規定。（別途、ワーキンググループを開催予定）

（法第十六条の七第一項の政令で定める基準）

第二十三条 法第十六条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 本邦に上陸しようとする外国人が、対象海外需要開拓支援等活動に係る業務に必要な知識、技術又は技能を有していることを示すものとして内閣総理大臣及び法務大臣が関係行政機関の長と協議して告示で定める資格又は実績を有する者であること。
- 二 当該外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。
- 三 当該外国人の申請に係る対象海外需要開拓支援等活動の全部又は一部が当該国家戦略特別区域において行われるものであること。

(5) 小規模認可保育所の対象年齢の拡大の特例

○省令改正事項

小規模認可保育所を卒園後の受け皿（3歳以降に入る保育園）について、「連携施設を適切に確保しなければならない」旨を規定していたが、対象年齢が5歳児までとなったため、当該連携施設に関する規定を削除する等、所要の規定の整備を行うもの。

(6) 焼酎特区の創設

○法律改正事項

地域の特産品を原料とした焼酎等を、少量からでも製造可能とする。

○省令改正事項

「単式蒸留焼酎の製造数量上限」を10klとするなど、所要の規定の整備を行うもの。